

第六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項から第五項までにおいて「新退職手当条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間による」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）による」と、「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新退職手当条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧退職手当条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新退職手当条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前に第二条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に第三条の規定による改正前の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。